

職長等監督者教育講習のご案内

労働安全衛生法第60条では、事業場で新たにその職務につくこととなった職長、その他作業中の労働者を直接指導又は監督する者に対して安全衛生教育を行わなければならないと定めています。

この度、当協会では、事業場の労働災害防止にその要となる職長級の監督者の安全衛生教育(職長教育)を下記により開催することとなりました。

つきましては、貴事業場(建設業は除く)の該当者の受講をおすすめいたします。

1. 日 時
第1日目 令和7年12月23日(火) 9:30~18:00(受付開始9:20)
第2日目 令和7年12月24日(水) 9:30~17:00(受付開始9:20)
2. 場 所 狭山市市民会館 1F 第4会議室
狭山市入間川2-33-1
3. 定 員 40名(定員に達し次第受付を締切とさせていただきます。)
4. 教育科目及び時間(労働安全衛生規則第40条による)
 - (1) 作業方法の決定及び労働者の配置に関すること(2時間)
 - ①作業手順の定め方 ②労働者の適性な配置の方法
 - (2) 労働者に対する指導又は監督の方法に関すること(2.5時間)
 - ①指導及び教育の方法 ②作業中における監督及び指示の方法
 - (3) 法28条の2第一項の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること(4時間)
 - ①危険性又は有害性の調査の方法 ②危険性又は有害性の調査の結果に基づき講ずる措置 ③設備、作業等の具体的な改善方法
 - (4) 異常時等における措置に関するところ(1.5時間)
 - ①異常時における措置 ②災害発生時における措置
 - (5) その他現場監督者として行うべき労働災害防止活動に関すること(2時間)
 - ①作業に係る設備及び作業場所の保守管理の方法
 - ②労働災害防止についての関心の保持及び労働者の創意工夫を引き出す方法
5. 受講料 会員9,900円【受講料(教材費含む)9,000円 消費税(10%)900円】
非会員11,000円【受講料(教材費含む)10,000円 消費税(10%)1,000円】
*既納の受講料は、欠席の場合でもお返しいたしません。
6. 申込方法
 - ①10月1日(水)より、当協会ホームページ講習会・行事のご案内から職長等監督者教育の受付中をクリックし、必要事項を入力、送信してください。
 - ②送信後、受講料を下記口座へお振込みください。
振込先:埼玉りそな銀行 新所沢支店 普通1448718
名義:一般社団法人 所沢地区労働基準協会
*銀行発行の振込金受取書(振込明細書)をもって、領収書に代えさせていただきます。
受講料入金確認後、ご担当者様のメールアドレスに受講票をお送りいたしますので、プリントアウトし、講習当日ご持参ください。

申込手続き期限 令和7年12月9日(火)

*事務処理上、講習当日の申込は受け付けません。
7. 修了証
全科目受講修了者には、修了証を交付いたします。
8. その他
 - ①テキストは講習当日にお渡しいたします。
 - ②講習中はマスクの着用をお願いいたします。